

社会福祉法人ゆめネット
一般事業主行動計画

男女ともに職員ひとりひとりが活躍でき、社員全員が仕事と生活の両立が実現できる働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日~令和11年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を促進させ、取得率を平均70%以上とする。(次世代育成)

【取り組み内容】

- ・年5日の年次有給休暇の取得義務化(労働基準法第39条7項)以降の取得状況を把握した上で、取得に対する課題を洗い出すとともに、有給休暇取得率の低い職員(部署)に対し、有給休暇取得状況をフィードアップする。
- ・有休休暇取得が進まない事業所の管理者とは、共にその根本的な原因を究明し解決できるように努めていく。

目標2：産前産後休業や育児・介護休業、子の看護・介護休暇制度についてパンフレットを作成し、全職員に対し情報の提供や周知を行う。(次世代育成)

【取り組み内容】

- ・育児・介護休業規定を改正された方に基づいてパンフレットを作成していく。
- ・制度に関するパンフレットを作成、社内コミュニケーションツールを活用し、全職員へ周知を行う。

目標3：女性労働者の平均勤続年数を現在の6年より1年以上伸ばす。(女性活躍推進)

【取り組み内容】

- ・両立支援制度についてパンフレット等を作成し、全職員に周知する。
- ・ハラスメント窓口を開設し、全職員へ周知していく。